

議 長 日程第2「議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。令和7年3月11日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和7年3月11日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第1回議会定例会において付託された議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。審査の結果、議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、適切なものであると判断しました。以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例に対する委員長の報告は可決です。議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。